

## <報道発表資料>

---

令和6年12月20日

### 令和6年度第1回埼玉県公共事業評価監視委員会を開催します

埼玉県では、公共事業の評価の透明性・客観性を高めるため、有識者で構成する「埼玉県公共事業評価監視委員会」を設置しています。本委員会においては、公共事業のうち国庫補助事業並びに全体事業費10億円以上の社会資本整備総合交付金・県単独事業の評価に対する意見を伺います。

公共事業の評価に当たっては、本委員会の意見を踏まえ、県内部に設けた公共事業評価検討会議で、事業の着手、継続、中止など今後の対応方針を決定しています。

また、埼玉県では、社会資本整備総合交付金の計画を対象に中間評価、事後評価を行い、公共事業評価検討会議及び埼玉県公共事業評価監視委員会に評価結果を報告しています。

この度、令和6年度第1回埼玉県公共事業評価監視委員会を下記のとおり開催し、事業評価の事前評価対象事業1件、再評価対象事業3件について意見を伺います。

また、計画評価の事後評価対象事業5件について参考意見を伺います。

#### 記

##### 1 開催日時

令和6年12月23日（月）13時30分～

##### 2 開催場所

埼玉県庁 第2庁舎（WEB会議システム併用）

### 3 議題

#### (1) 事業事前評価対象事業（1件）

所管	事業名	路線・河川・地区名	事業箇所
県土整備部 河川砂防課	河川改修事業	中川、綾瀬川、毛長川、辰井川、古綾瀬川、大場川、第二大場川、星川、忍川、新方川、古隅田川、隼人堀川、庄兵衛堀川、姫宮落川、青毛堀川、倉松川、野通川、元荒川、大落古利根川	羽生市、久喜市、加須市、熊谷市、行田市、鴻巣市、北本市、桶川市、上尾市、さいたま市、草加市、川口市、越谷市、春日部市、杉戸町、白岡市、幸手市、松伏町、吉川市、三郷市

#### (2) 事業再評価対象事業（3件）

所管	事業名	路線・河川・地区名	事業箇所
農林部 農村整備課	農地防災事業	島中領地区	久喜市、幸手市
県土整備部 道路街路課	街路整備事業	(都) 飯能所沢線 (3工区)	所沢市
県土整備部 道路街路課	街路整備事業	(都) 草加三郷線 (西袋工区)	八潮市

#### (3) 計画事後評価対象事業（5件）

所管	整備計画名称
県土整備部 道路街路課	幹線道路や駅等を軸とした広域連携強化に資する円滑な道路の整備
県土整備部 道路街路課	高規格道路を軸とした産業基盤へのアクセス強化に資する円滑な道路の整備
県土整備部 道路環境課	埼玉県道路インフラメンテナンス計画 (防災・安全)
県土整備部 道路環境課	埼玉県道路計画 (防災・安全)
県土整備部 河川環境課	地域と連携した河川環境の創出

## 4 傍聴

- (1) 委員会は原則公開とします。ただし、出席委員の過半数の同意により非公開となる場合があります。
- (2) 本委員会は Web 会議システムでの開催となるため、傍聴は別室で Web 会議の映像を視聴いただく形式となります。
- (3) 傍聴者の定員は 5 名です。
- (4) 傍聴を希望される方は、当日、開会の 30 分前に、傍聴受付（埼玉県庁第二庁舎 3 階 建設管理課相談室）へお越してください。  
開会の 15 分前において、傍聴希望者が定員を超える場合は、抽選を行います。なお、開会の 15 分前以降、空きがある場合は、先着順とします。
- (5) 会場においては、写真撮影、録画、録音等はできません。ただし、報道関係者による議事に入る前までの会議冒頭の写真撮影等は認めます。

### 傍聴要領

<https://www.pref.saitama.lg.jp/documents/198837/botyoyoryou.pdf>

## 5 委員名簿

### ○ 土木

村野 昭人(むらの あきと)	東洋大学理工学部教授
小嶋 文(こじま あや)	埼玉大学工学部准教授
八木澤 順治(やぎさわ じゅんじ)	埼玉大学工学部准教授

### ○ 農林

松井 宏之(まつい ひろゆき)	宇都宮大学農学部教授
-----------------	------------

### ○ 経済

盛本 晶子(もりもと しょうこ)	東京国際大学経済学部准教授
------------------	---------------

### ○ 行政・監察

渡部 晶子(わたなべ しょうこ)	弁護士
------------------	-----

### ○ 産業・経済

澤田 修(さわだ おさむ)	埼玉県商工会議所連合会常務理事事務局長
---------------	---------------------

## ■参考情報

- ・公共事業評価の段階と対象事業

### 【事業評価】

- ① 事前評価：新たに事業費を予算化しようとする事業
- ② 再評価：事業着手後に一定期間経過した事業等
- ③ 事後評価：事前評価及び再評価を行った事業で、事業完了後一定期間が経過した事業

### 【計画評価】

- ① 中間評価：社会資本整備総合交付金交付期間の中間年度
- ② 事後評価：社会資本整備総合交付金交付期間の終了後または最終年度

### ※社会資本整備総合交付金とは

国土交通省が所管の地方公共団体向け個別補助金を一つの交付金に原則一括した総合的な交付金として平成22年度に創設。地方公共団体が交付金により事業を実施しようとする場合には、社会資本総合整備計画を作成、公表することとなっています。

- ・埼玉県公共事業評価監視委員会に関しては、下記のホームページにも掲載しています。

埼玉県建設管理課 ホームページ

<http://www.pref.saitama.lg.jp/a1002/hyoukatop.html>